

第59回 定時株主総会招集ご通知

開 催 日 時 ▶平成28年3月25日(金曜日)午前10時

議決権行使期限 ▶平成28年3月24日(木曜日)午後5時まで

CONTENTS

第59回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
決議事項	
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款の一部変更の件	
第3号議案 取締役9名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
(提供書面)	
事業報告	11
連結計算書類	39
計算書類	42
監査報告書	45

OYO 応用地質株式会社

証券コード：9755

証券コード 9755
平成 28 年 3 月 9 日

株 主 各 位

東京都千代田区神田美土代町 7 番地
応用地質株式会社
代表取締役社長 成 田 賢

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月24日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成28年3月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目4番1号
K K R ホテル東京 11階 孔雀の間
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第59期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.oyo.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。なお、会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類とウェブサイトに掲載の連結注記表及び個別注記表とで構成されております。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.oyo.co.jp/>）に掲載させていただきます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付け、収益力の向上と財務基盤の強化を図りながら、連結配当性向30%～50%を目処として、安定的に配当を行うことを基本方針としております。

つきましては、当期末の1株当たりの配当を、前期末と同じく14円00銭（中間配当とあわせ年間28円00銭となり、前期年間配当に比べ2円00銭の増配）といたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき14円00銭、配当総額は381,889,046円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年3月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が、平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第27条第2項及び第36条第2項の一部を変更するものであります。

なお、定款第27条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略) 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 (監査役の責任免除) 第36条 (条文省略) 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり) 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役</u> (業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 (監査役の責任免除) 第36条 (現行どおり) 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第3号議案 取締役9名選任の件

現任取締役8名（うち社外取締役2名）は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、経営体制とコーポレートガバナンスの強化を図るために、取締役1名を増員した取締役9名（うち社外取締役2名）の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
1	な り た まさる 成 田 賢 (昭和28年11月15日)	昭和54年 4 月 当社入社 平成14年 3 月 当社執行役員 平成16年 3 月 当社取締役 平成16年 4 月 当社常務執行役員 平成17年 1 月 業務統轄本部長 平成17年 4 月 当社専務執行役員 平成17年 9 月 新規事業企画室長 平成19年 3 月 当社取締役副社長 平成21年 3 月 当社代表取締役社長（現任）	8,800株
2	い わ さ き つね あき 岩 崎 恒 明 (昭和25年3月3日)	昭和50年 4 月 当社入社 平成13年 3 月 当社執行役員 平成13年 4 月 人事本部長 平成15年 3 月 当社取締役 平成16年 4 月 当社常務執行役員 平成19年 4 月 当社専務執行役員 平成19年 4 月 東京本社長 平成21年 3 月 当社代表取締役副社長（現任） 平成24年12月 天津奥優星通伝感技術有限公司 董事（現任） 平成27年 4 月 事務本部長（現任） （重要な兼職の状況） 天津奥優星通伝感技術有限公司 董事	7,150株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
3	堂 元 史 博 (昭和26年4月2日)	昭和50年 4 月 当社入社 平成18年 4 月 当社執行役員 平成21年 4 月 当社常務執行役員 平成21年 4 月 関西支社長 平成23年 3 月 当社取締役（現任） 平成23年 4 月 エンジニアリング本部長（現任） 平成23年11月 エヌエス環境(株) 取締役（現任） 平成24年 4 月 当社専務執行役員（現任） 平成24年 4 月 東日本統轄支社長	4,700株
4	長 瀬 雅 美 (昭和30年12月17日)	昭和53年 4 月 当社入社 平成16年 4 月 経営企画室長 平成20年12月 OYOインターナショナル(株) 取締役 平成21年 4 月 当社執行役員 平成22年 4 月 当社常務執行役員（現任） 平成23年 3 月 当社取締役（現任） 平成23年 7 月 直轄事業運営本部長兼震災復興本部長 平成24年 4 月 国際事業企画室長 平成25年 4 月 海外事業本部長 平成27年 4 月 東北支社長（現任）	2,800株
5	重 信 純 (昭和33年8月22日) 【新任候補者】	昭和58年 4 月 当社入社 平成17年 4 月 当社執行役員 平成17年 4 月 四国支社長 平成22年 4 月 工務本部長（現任） 平成24年 4 月 東日本統轄支社副統轄支社長 平成24年12月 オーシャンエンジニアリング(株) 取締役（現任） 平成26年 3 月 (株)ケー・シー・エス 取締役（現任） 平成26年 4 月 宏栄コンサルタント(株) 取締役（現任） 平成26年 4 月 当社常務執行役員（現任）	2,200株
6	佐 藤 謙 司 (昭和33年8月17日) 【新任候補者】	昭和58年 4 月 当社入社 平成19年 4 月 当社執行役員 平成19年 4 月 札幌支社長 平成21年 4 月 戦略事業推進本部河川事業推進室長 平成22年 4 月 エンジニアリング本部副本部長 平成24年 4 月 東日本統轄支社副統轄支社長 平成26年 4 月 東京支社長 平成27年 4 月 当社常務執行役員（現任） 平成27年 4 月 サービス開発本部長（現任） 平成27年 4 月 応用ジオテクニカルサービス(株) 取締役（現任）	1,200株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
7	ひらしま ゆういち 平 嶋 優 一 (昭和34年11月27日) 【新任候補者】	昭和58年 4 月 (株)富士銀行 (現 (株)みずほ銀行) 入行 平成21年 4 月 (株)みずほコーポレート銀行 (現 (株)みずほ銀行) 米州審査部長 平成23年 4 月 同行業務監査部長 平成25年 8 月 当社入社 平成26年 4 月 エヌエス環境(株) 監査役 平成26年 8 月 当社執行役員 平成27年 4 月 当社常務執行役員 (現任) 平成27年 4 月 事務本部長代理 (現任) 平成27年 4 月 応用アール・エム・エス(株) 取締役 (現任)	1,500株
8	や ぎ かず の り 八 木 和 則 (昭和24年4月1日) 【社外取締役候補者】	昭和47年 4 月 (株)横河電機製作所 (現 横河電機(株)) 入社 平成11年10月 同社執行役員経営企画部長 平成13年 6 月 同社取締役常務執行役員経営企画部長 平成14年 7 月 同社取締役専務執行役員経営企画部長 平成23年 6 月 同社顧問 平成23年 6 月 (株)横河ブリッジホールディングス 社外監査役 (現任) 平成24年 6 月 J S R(株) 社外取締役 (現任) 平成25年 6 月 T D K(株) 社外監査役 (現任) 平成26年 3 月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)横河ブリッジホールディングス 社外監査役 J S R(株) 社外取締役 T D K(株) 社外監査役	一株
9	なかむら かおる 中 村 薫 (昭和23年6月2日) 【社外取締役候補者】	昭和47年 4 月 通商産業省入省 (公益事業局公益事業課) 昭和61年 5 月 日本貿易振興会ブラッセル事務所長 平成 元 年 6 月 中小企業庁計画部振興課長 平成 2 年 6 月 通商産業省機械情報産業局情報処理振興課長 平成 5 年 7 月 同省環境立地公害局立地政策課長 平成 9 年 6 月 同省工業技術院総務部長 平成11年 7 月 内閣官房内閣内政審議室内閣審議官 平成12年 6 月 防衛庁装備局長 平成14年 7 月 経済産業省産業技術環境局長 平成17年10月 日本 I B M(株) 常勤監査役 平成22年 7 月 日本電子計算機(株) (現(株)J E C C) 代表取締役 社長 (現任) 平成27年 3 月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)J E C C 代表取締役社長	一株

(注) 1. 上記候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者の選定理由

(1) 成田 賢氏の選定理由

成田 賢氏は、当社の経営管理部門及び事業部門等における業務経験並びに当社の社長としての経営経験を豊富に有しており、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものです。

(2) 岩崎恒明氏の選定理由

岩崎恒明氏は、当社の人事部門及び経営管理部門等における業務経験並びに当社の副社長としての経営経験を豊富に有しており、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものです。

(3) 堂元史博氏の選定理由

堂元史博氏は、当社の技術部門及び事業部門等における業務経験と当社の取締役としての経営経験を豊富に有しており、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものです。

(4) 長瀬雅美氏の選定理由

長瀬雅美氏は、当社の海外部門及び事業部門等における業務経験と当社の取締役としての経営経験を豊富に有しており、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものです。

(5) 重信 純氏の選定理由

重信 純氏は、当社の生産管理部門及び事業部門等において、豊富な業務経験を有しており、当社の取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、新たに取締役として選任をお願いするものです。

(6) 佐藤謙司氏の選定理由

佐藤謙司氏は、当社の営業部門及び事業部門等において、豊富な業務経験を有しており、当社の取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、新たに取締役として選任をお願いするものです。

(7) 平嶋優一氏の選定理由

平嶋優一氏は、(株)みずほ銀行の海外部門及び審査部門並びに当社の財務部門等において、豊富な業務経験を有しており、当社の取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、新たに取締役として選任をお願いするものです。

3. 取締役候補者である八木和則氏に関する事項は以下のとおりです。

(1) 八木和則氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。

(2) 社外取締役候補者としての選定理由

八木和則氏は、横河電機(株)において要職を歴任し、他社の社外取締役、社外監査役としての実績を有しております。国際的な計測機器事業等に関する知見並びに経営に関する経験を踏まえた同氏の独立した社外の視点が、当社の経営体制の一層の充実に有用であり、コーポレートガバナンスの強化等に貢献していただけると判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。八木和則氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。

(3) 責任限定契約の概要

当社は、八木和則氏の社外取締役の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

- (4)当社は、八木和則氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に登録しておりますが、同氏の社外取締役の選任が承認された場合には、同氏を引き続き独立役員に登録する予定です。
- (5)八木和則氏の重要な兼職先である㈱横河ブリッジホールディングス、J S R(株)、T D K(株)と当社との間には特別な利害関係はありません。
4. 取締役候補者である中村 薫氏に関する事項は以下のとおりです。
- (1)中村 薫氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。
- (2)社外取締役候補者としての選定理由
- 中村 薫氏は、経済産業省を中心に要職を歴任され、更に日本IBM(株)の監査役、㈱J E C Cの代表取締役社長としての実績を有していることから、同氏の行政並びに経営に関する経験が、当社の経営体制の一層の充実に有用であり、コーポレートガバナンスの強化に貢献していただけると判断し、同氏を社外取締役候補者といたしました。なお、中村 薫氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。
- (3)責任限定契約の概要
- 当社は、中村 薫氏の社外取締役の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
- (4)当社は、中村 薫氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に登録しておりますが、同氏の社外取締役の選任が承認された場合には、同氏を引き続き独立役員に登録する予定です。
- (5)中村 薫氏の重要な兼職先である㈱J E C Cと当社との間には特別な利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

平成27年3月25日開催の第58回定時株主総会において補欠監査役に選任された赤松俊武氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

又、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
あ か ま つ と し た け 赤 松 俊 武 (昭和19年1月15日)	昭和44年4月 弁護士登録 昭和54年6月 赤松俊武法律事務所開設（現任） 平成17年6月 月島機械(株) 社外監査役 平成20年3月 東部瓦斯(株) 社外監査役（現任） 平成24年10月 当社独立委員会委員 （重要な兼職の状況） 東部瓦斯(株) 社外監査役	一株

- (注) 1. 赤松俊武氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 赤松俊武氏は、補欠の社外監査役候補者として選任するものであります。
3. 赤松俊武氏につきましては、弁護士であることから法律面における専門家であり、又他社において社外監査役の経験を有していることから、その専門的見地及び見識より経営監視機能の充実が図れるものと考えております。
4. 赤松俊武氏につきましては、社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記3. の理由により社外監査役の職務を適切に遂行できると判断いたします。
5. 当社は、赤松俊武氏が社外監査役に就任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

以 上

(提供書面)

事業報告

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1)当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度は、決算期の統一を行う国内連結子会社（13社）の連結対象期間を、平成26年10月1日～平成27年12月31日として3ヶ月延長した15ヶ月としています。なお、国内連結子会社（13社）の前連結会計年度の連結対象期間は、平成25年10月1日～平成26年9月30日の12ヶ月であります。

当連結会計年度における世界経済は、米国経済が回復基調にあるものの、欧州経済回復の遅れ、中国・新興国経済の成長鈍化、これら地域の経済停滞に伴う資源開発市場の低迷、更には、下落が続く原油・資源価格と産油国経済の停滞、中東地区の政情不安、ドル高ユーロ安など、当社グループの海外事業（計測機器事業と調査・コンサルティング事業）の外部環境として、厳しい状況が継続しております。

一方、国内経済は、政府の景気対策により、企業の設備投資や個人消費が改善する傾向にあります。当社国内グループが関連する公共事業は、予算の増加が抑えられる中で、震災復興関連事業及び従来からの建設・開発型の事業が減少する傾向にあります。地震・水害・土砂災害・火山等の防災分野、維持管理分野、環境分野などの事業に予算が配分される動きがあります。更に、マンション傾動問題等の地盤に係わる瑕疵問題が発生するなど、地盤への関心が高まる傾向にあります。

このような中で、当社グループは、現中期経営計画に基づき、海外計測機器事業では新製品の開発を推進するとともに、国内事業では、防災分野、環境分野、維持管理分野等の新たな社会ニーズに積極的に対応して参りました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、国内連結子会社の連結対象期間を15ヶ月としている中で、受注高は、火山防災分野の大型業務（約35億円）を受注したことにより、494億5千9百万円（前年同期比106.8%）と増額となりましたが、売上高は、前連結会計年度からの繰越し受注残高が前年同期比で減少していたことなどから492億3千万円（同101.2%）と若干の増収にとどまりました。

損益は、海外においてドル高ユーロ安などの影響による米国子会社の価格競争力低下に伴い売上原価率が悪化したことに加え、研究開発と人件費の増額などにより販売費及び一般管理費が増加し、海外事業の損失が拡大したことから、営業利益は21億8千8百万円（同52.0%）と減益となりました。経常利益は、営業利益の減少に伴い25億3千4百万円（同54.5%）と減益となり、当期純利益は、海外事業で税金の還付があったことから23億6千1百万円（同66.5%）と減益幅を抑えることができました。

事業セグメント別の概況は以下に記載のとおりであります。

企業集団の事業セグメント別売上高

(単位：百万円)

事業の種類	平成26年度 (第58期)		平成27年度 (第59期) (当期)		増減額	前期比(%)
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)		
調査・コンサルティング事業	37,088	76.3	37,106	75.4	18	100.1
計測機器事業（国内）	3,606	7.4	4,217	8.6	610	116.9
計測機器事業（海外）	7,939	16.3	7,905	16.0	△33	99.6
合計	48,634	100.0	49,230	100.0	596	101.2

a. 調査・コンサルティング事業

当連結会計年度における当事業の業績は、受注高が、火山防災分野の大型業務（約35億円）の受注により、381億5千万円（前年同期比111.9%）と増加しました。売上高は、期初の繰越し受注残高が低水準であったことなどから371億6百万円（同100.1%）と昨年水準にとどまりました。損益は人件費の増加と海外の海洋探査事業が損失を計上したことにより、営業利益は25億4千8百万円（同71.4%）と減益になりました。

b. 計測機器事業（国内）

当連結会計年度における当事業の業績は、受注高は38億6千2百万円（前年同期比99.3%）と僅かに減少しましたが、売上高は42億1千7百万円（同116.9%）と増収になりました。損益は、人件費の増加に加えて採算の悪い案件を売上計上したことで売上原価と販売費及び一般管理費が増加し、営業利益が4億9百万円（同85.7%）と減益になりました。

c. 計測機器事業（海外）

当連結会計年度における当事業の業績は、資源・エネルギー関連市場及び中国・新興国市場の低迷や、ドル高ユーロ安による米国子会社の価格競争力の低下などにより、受注高は74億4千6百万円（前年同期比89.2%）と減少しました。売上高は、79億5百万円（同99.6%）と昨年水準を維持しました。

損益については、新製品の開発投資の継続により、販売費及び一般管理費が増加したことに加え、米国関連会社株式売却時の税還付のコンサルタント費用を計上したことにより、営業損失が7億8千8百万円（前年同期は1億3千1百万円の利益）となりました。

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は16億7百万円であります。その主な内容は、調査・分析機器及び建物などの取得費、ソフトウェア構築費などであります。
- ③ 資金調達の状況
当連結会計年度において特記すべき資金調達はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 当連結会計年度及び直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	平成24年度 (第56期)	平成25年度 (第57期)	平成26年度 (第58期)	平成27年度 (第59期) (当期)
売上高	40,704	47,033	48,634	49,230
経常利益	3,334	4,072	4,650	2,534
当期純利益	5,756	2,595	3,550	2,361
1株当たり当期純利益	212円55銭	95円85銭	131円12銭	87円20銭
純資産	54,620	60,523	65,740	68,910
総資産	65,485	75,003	80,367	83,617
1株当たり純資産額	2,008円03銭	2,219円12銭	2,410円80銭	2,529円27銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

親会社はありません。

② 重要な子会社の状況（平成27年12月31日現在）

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 な 事 業 内 容
エヌエス環境株式会社	百万円 396	100.0%	環境調査、化学分析、環境アセスメント、アスベスト対策工事
株式会社ケー・シー・エス	百万円 220	90.0%	地域・交通計画コンサルティング事業
応用リソースマネージメント株式会社	百万円 175	100.0%	事務機器等の販売・リース、地盤調査用ソフトの開発・販売
OYO CORPORATION U.S.A.	千米ドル 57,480	100.0%	北米事業の統括
KINEMATRICS, INC.	千米ドル 1	(注) 100.0%	地震計・強震計・地震観測システムの開発、製造、販売
GEOMETRICS, INC.	千米ドル 817	(注) 100.0%	地震探査・磁気探査及び電磁波探査装置の開発、製造、販売
GEOPHYSICAL SURVEY SYSTEMS, INC.	千米ドル 1	(注) 100.0%	地下レーダー装置の開発、製造、販売
NCS SUBSEA, INC.	千米ドル 15	(注) 88.1%	海域での地震探査・工事におけるナビゲーション及びポジショニングサービス

(注) 特定子会社OYO CORPORATION U.S.A.をとおして間接所有しております。

③ 重要な関連会社の状況（平成27年12月31日現在）

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 な 事 業 内 容
株式会社イー・アール・エス	百万円 200	50.0%	土壌環境評価、地震リスク分析
天津奥優星通伝感技術有限公司	百万円 20	48.0%	地質災害用モニタリング機器の製造、販売

④ 特定完全子会社の状況（平成27年12月31日現在）

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、応用地質グループが2020年に向けて目指すべきビジョンを明らかにした「応用地質グループ長期経営ビジョンOYO2020」を策定しています。OYO2020は活動期間を「計画：助走」「試行：Hop」「展開：Step」「飛躍：Jump」の4期に区分しており、前事業年度の2014年から第3期の展開に当たる中期経営計画OYO Step14がスタートし、2年が経過しました。

OYO Step14では、応用地質グループの持続的な成長に向けて、前中期経営計画OYO Hop10の成果を活用して事業を拡大するとともに、事業を支える経営基盤の強化に取り組む方針であり、グループの連結業績は、過去最高水準（売上高585億円、営業利益率10%）を目標としています。なお、応用地質グループが事業を展開する主な領域は、「持続可能な社会の構築」のために、「安全と安心の確保」を目指して、「防災・減災」、「環境」、「エネルギー・資源」、「豊かな暮らしを支える公共インフラ」の4つの領域としています。

OYO Step14の2年目である2015年は、国内外で当社グループを取り巻く環境が大きく変化しております。当社グループに逆風となる社会の動きとしては、海外を中心に中国・新興国の経済成長鈍化や原油・資源価格下落に伴う資源エネルギー市場の低迷、中東地域の政情不安に伴う各種プロジェクトの遅延・中止、ドル高ユーロ安による米国企業の価格競争力低下、そして、公共投資の増加を抑制する動き、国内の震災特需の終焉などがあります。一方で、追い風の動きもあり、COP21パリ協定成立による環境関連市場の拡大のほか、国内では社会インフラ高齢化による維持管理市場の拡大、自然災害の増加に伴う防災・減災事業の拡大、地盤関連の瑕疵問題発生による地盤への関心の高まりなどがあります。そして、当連結会計年度には、海外事業がこの逆風の影響を大きく受けています。

これらの動向を踏まえ、今後の対処すべき課題とその対応方針を、下記のように整理しております。

a. 予算の増加が抑制され多様化する公共投資分野における成長分野を拡大

国内公共事業における成長分野として、維持管理分野をはじめとして、防災・減災分野、地球環境分野、福島地区の復興事業等を想定しており、これら成長分野に差別化商品・サービスと経営資源を投入します。

b. 地盤情報サービスを活用した国内事業の拡大

マンション傾動等の地盤に係わる瑕疵問題の発生、建設事業におけるICT技術を活用した効率化を目指すシステムの導入など、地盤の可視化や三次元情報に対する社会ニーズが高まりつつあることから、上記成長分野を中心に、三次元地盤情報技術などを組合せた商品・サービスの提供により、公共事業に依存しないように国内事業を拡大します。

- c. 外部環境の厳しい海外事業の改善と事業領域の拡大
資源・エネルギー市場の低迷やドル高ユーロ安などの影響により、計測機器事業を中心とする海外事業では、経営体制の強化とコスト削減に取り組むとともに、従来市場における競争力を高める後継機の開発と事業領域を拡大する新製品の開発を2013年から継続しており、2016年から2017年に掛けて、これら新製品を市場に投入します。
- d. 社会変化に伴う事業リスク対策の強化
持続可能な企業活動を目指して、成果品の品質管理の継続的強化、労働環境の継続的改善に加え、ワークライフバランスの向上を目指し、企業の社会的責任を推進する活動を強化します。
- e. 企業価値向上を目指した資本効率の改善
資本政策の基本方針を定め、利益率及び資産効率の向上並びに適切な株主還元を通じて、中長期的な企業価値向上と株主利益の拡大に努めます。特に、株主還元に関しては、財務状況や市場環境等を踏まえて、機動的な自己株式の取得及び消却を検討します。

(5) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

事業区分	主な事業内容
調査・コンサルティング事業	地質調査、環境調査、環境アセスメント、モニタリング、リスク分析、設計、工事、地盤情報サービス、廃棄物処理計画、海洋探査 など
計測機器事業（国内・海外）	地震計、物理探査装置、地質調査機器、セキュリティー機器、その他機器の開発・製造・販売・レンタル など

(6) 主要な営業所（平成27年12月31日現在）

- ① 当社
本社 東京都千代田区
社会システム事業部 東京都文京区
維持管理事業部 さいたま市
エネルギー事業部 さいたま市
計測システム事業部 つくば市
地球環境事業部 つくば市
試験センター さいたま市、新潟市、大阪市
支社 仙台市、さいたま市、名古屋市、大阪市、松山市、福岡市
支店 札幌市ほか24ヶ所
営業所 函館市ほか11ヶ所
- ② 子会社
国内 エヌエス環境株式会社（本社 東京都港区）ほか
海外 OYO CORPORATION U.S.A.（米国カリフォルニア州）、
KINEMATRICS, INC.（米国カリフォルニア州）ほか

(7) 使用人の状況（平成27年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
調査・コンサルティング事業	1,520名	19名増
計測機器事業（国内）	111名	10名増
計測機器事業（海外）	314名	17名減
全社（共通）	83名	4名増
合計	2,028名	16名増

（注）使用人数は就業人員であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,050名	27名増	44.0歳	17.0年

（注）使用人数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年12月31日現在）

① 発行可能株式総数 120,000,000株

② 発行済株式の総数 32,082,573株

(注) 平成28年2月12日開催の取締役会決議により、会社法第178条の規定に基づき、平成28年2月26日付で自己株式3,200,000株の消却を実施し、消却後の発行済株式の総数は28,882,573株となっております。

③ 株主数 7,415名

④ 大株主

株 主 名(注1)	持 株 数	持 株 比 率(注2)
公 益 財 団 法 人 深 田 地 質 研 究 所	3,448,500株	12.6%
深 田 馨 子	1,765,788株	6.5%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	999,700株	3.7%
須 賀 る り 子	936,782株	3.4%
応 用 地 質 従 業 員 持 株 会	934,113株	3.4%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	860,000株	3.2%
RBC ISB A/C DUB NON RESIDENT/DOMESTIC RATE-UCITS CLIENTS ACCOUNT	811,045株	3.0%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	652,900株	2.4%
G O L D M A N S A C H S & C O . R E G	584,100株	2.1%
PERSHING-DIV.OF DLJ SECS.CORP.	506,925株	1.9%

(注) 1. 当社は自己株式を4,804,784株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
自己株式には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する199,511株は含まれておりません。

2. 持株比率は自己株式（4,804,784株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項
自己株式の取得、処分等及び保有の状況

a. 取得した株式

普通株式 564株

取得価額の総額 880,295円

b. 処分した株式

該当事項はありません。

(注) 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）から払い出された株式は489株であります。

c. 消却手続きをした株式

該当事項はありません。

d. 当連結会計年度末において保有する株式

普通株式 4,804,784株

(注) 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する199,511株は含まれておりません。
平成28年2月12日開催の取締役会決議により、会社法第178条の規定に基づき、平成28年2月26日付で自己株式3,200,000株の消却を実施しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年12月31日現在）

該当事項はありません。

② 当連結会計年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権に関する重要事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

地 位	氏 名	当 社 に お け る 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 社 長 (代表取締役)	な り た まさる 成 田 賢	
取 締 役 副 社 長 (代表取締役)	いわさき つねあき 右 崎 恒 明	天津奥優星通伝感技術有限公司 事務本部長 董 事
取 締 役	どうもと ふみひろ 堂 元 史 博	専務執行役員 エンジニアリング本部長
取 締 役	かねもり たかし 兼 森 孝	常務執行役員 (株)ケー・シー・エス 国内グループ事業本部長 代表取締役会長
取 締 役	よしなが けんじ 吉 長 健 二	常務執行役員 事業企画担当
取 締 役	ながせ まさみ 長 瀬 雅 美	常務執行役員 東北支社長
取 締 役	や ぎ かずのり 八 木 和 則	(株)横河ブリッジホールディングス J S R (株) T D K (株) 社外監査役 社外取締役 社外監査役
取 締 役	なかむら かおる 中 村 薫	(株)J E C C 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	にしだ かずのり 西 田 和 範	
常 勤 監 査 役	ながお のぼる 長 尾 登	
監 査 役	さいとう しゅんじ 齋 藤 俊 二	
監 査 役	ないとう じゅん 内 藤 潤	長島・大野・常松法律事務所 イノテック(株) 弁 護 士 社外監査役

- (注) 1. 取締役八木和則氏及び中村 薫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役齋藤俊二氏及び内藤 潤氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、八木和則氏、中村 薫氏、齋藤俊二氏及び内藤 潤氏を、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として、同取引所に登録しております。
4. 常勤監査役長尾 登氏は、米子会社の経理責任者を統括指導する業務と国内子会社の経理・管理部門を指導する業務を長く経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ② 当連結会計年度中の取締役及び監査役の辞任・解任の状況
該当事項はありません。

- ③ 責任限定契約の内容の概要（平成27年12月31日現在）

当社は、平成19年3月28日開催の第50回定時株主総会で定款を変更し、会社法第427条第1項に定める社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

- ④ 当連結会計年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9 名 (2)	173 百万円 (14)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 名 (3)	42 百万円 (10)
合 計 (うち社外役員)	14 名 (5)	215 百万円 (25)

- (注) 1. 取締役の報酬総額は、平成19年3月28日開催の第50回定時株主総会決議において年額240百万円以内（使用人分給与を含む。）と決議いただいております。
2. 取締役に、使用人兼務給与支給対象者はおりません。
3. 監査役の報酬総額は、平成26年3月26日開催の第57回定時株主総会決議において年額45百万円以内と決議いただいております。

- ⑤ 社外役員に関する事項

- a. 他の法人等の業務執行者としての兼職状況及び当社と当該法人等との関係
・取締役中村 薫氏は、(株)JECCの代表取締役社長であります。当社は、(株)JECCとは特別な関係はありません。
- b. 他の法人等の社外役員としての兼職状況及び当社と当該法人等との関係
・取締役八木和則氏は、(株)横河ブリッジホールディングスの社外監査役、J S R(株)の社外取締役、T D K(株)の社外監査役であります。当社は、(株)横河ブリッジホールディングス、J S R(株)、T D K(株)とは特別な関係はありません。
・監査役内藤 潤氏は、イノテック(株)の社外監査役、弁護士（長島・大野・常松法律事務所）であります。当社は、イノテック(株)と長島・大野・常松法律事務所とは特別な関係はありません。

c. 主な活動状況

当事業年度に開催された当社の取締役会は13回であります。取締役八木和則氏は、取締役会13回のうち13回に出席しており、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、これまでの会社経営と他社の社外役員の経験から、取締役会の意思決定及び監督機能の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。

取締役中村 薫氏は、就任後に開催された取締役会10回のうち10回に出席しており、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、これまでの行政と会社経営の経験から、取締役会の意思決定及び監督機能の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。

監査役齋藤俊二氏は、取締役会13回のうち13回に出席しており、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、これまでの会社経営の経験から、取締役会の意思決定及び監督機能の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。

又、監査役内藤 潤氏は、就任後に開催された取締役会10回のうち9回に出席しており、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、他社の社外役員の経験と弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定及び監督機能の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。

当事業年度に開催された監査役会13回について、監査役齋藤俊二氏は13回出席しており、監査役内藤 潤氏は就任後開催された監査役会10回について、10回出席しております。両氏は監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。又、経営トップとの定期的会合や社外取締役との定期的な意見交換会を実施するとともに、適宜、取締役、執行役員等から報告を受け、意見を述べております。

d. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係について
該当事項はありません。

e. 親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

f. 社外役員の意見
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	58百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	127百万円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、過年度の計画・実績の状況と監査報酬の推移等に基づき、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の重要な子会社のうち、OYO CORPORATION U.S.A.は、HOTTA LIESENBERG SAITO LLPの監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、情報システム再構築支援に関する業務についての対価を支払っております。又、当社及び一部の子会社において、財務諸表作成のための指導・助言についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。又、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると判断した場合は、会社法第344条第1項及び第3項に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の概要

a. 処分対象

新日本有限責任監査法人

b. 処分内容

- ・平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

c. 処分理由

- ・社員の過失による虚偽証明
- ・監査法人の運営が著しく不当

- ⑥ 会計監査人が過去2年間に受けた業務の停止処分の内容
該当事項はありません。
- ⑦ 責任限定契約の内容の概要
責任限定契約は締結しておりません。
- ⑧ 当事業年度中に辞任した又は解任された会計監査人の氏名等
該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、当社及び関係会社から成る企業集団（以下、当社を含め、「応用地質グループ」という）の業務の適正確保に必要な体制を整備するため、取締役会決議で内部統制基本方針を制定しております。平成27年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に基づき、平成27年5月8日の取締役会において内部統制基本方針を改正しており、その内容は以下のとおりです。

- ① 応用地質グループ各社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）
- a. 経営理念・経営ビジョンに基づく応用地質企業行動指針に則り、法令遵守はもとより社会規範に従って、健全な企業活動を推進する。
 - b. 上記行動指針の徹底を図るため、コンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアル等に従い、応用地質グループ各社の取締役及び使用人に対して時宜に応じたコンプライアンス教育を行い、コンプライアンス経営の定着を図る。
 - c. 応用地質グループ各社の取締役・監査役及び使用人に対して内部通報・相談窓口の設置・運営を周知するとともに、通報・相談者が当該通報・相談をしたことを理由に不利益な扱いを受けないように徹底する。
 - d. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、警察等関連機関と連携し、毅然とした姿勢で対応する。
 - e. 当社内部監査チームは、当社及び関係会社の内部監査を定期的実施する。

- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）
 - a. 取締役の職務の執行に係る文書及び情報（取締役会議事録、執行役員会議事録、委員会会議事録、稟議書、契約文書等：以下職務実行情報という）は、文書取扱規程等に従って適切に管理・保存する。
 - b. 必要に応じて運用状況の検証及び規程の見直しを行う。
 - c. 取締役及び監査役は必要に応じて職務実行情報を参照できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）
 - a. リスク管理を体系的に規定したリスク管理規程に従い、リスクの回避・低減を図る。
 - b. リスク管理に関する統括責任者として担当取締役を選任し、主管部署を置く。
 - c. 事業所責任者は、年初にリスク管理計画を作成して実行する。
- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務実施体制）
 - a. 取締役会は取締役会規程に従い、経営の重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督等を行う。
 - b. 業務執行権限の委譲と執行責任を明確にした執行役員制度により、取締役の経営機能に専念できる体制を確保する。
 - c. 職位、職務、権限等を定めた職務権限規程、稟議規程に従い、適正で効率的な業務執行体制を敷いて経営の迅速化を図る。
- ⑤ 応用地質グループにおける業務の適正を確保するための体制（応用地質グループ管理体制）
 - a. 当社は、関係会社に、国内関係会社管理規程及び海外関係会社管理規程に従い、定期的な報告を提出させるとともに、国内・海外関係会社上申・報告基準に定める上申・報告を義務付ける。
 - b. 当社は、関係会社と経営会議を定期的実施し、グループ経営全般に関する情報交換を行う。
 - c. 当社は、関係会社に、リスク管理に関する規程等の体制を整備させ、各社におけるリスクの回避・低減を図らせる。
 - d. 当社は、関係会社に、その規模や業態等に応じて、各社取締役の職務執行が効率的に行われるよう、上記④に準じた規程等の体制を整備させる。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
 - a. 取締役会は、監査役から補助使用人設置の要請があったときには速やかに対応する。
 - b. 補助使用人の任命、異動に係る事項については、事前に監査役会の同意を要する。
 - c. 監査役の指示に基づく補助使用人の業務については、取締役の指揮命令は及ばない。

- d. 任命された補助使用人が、監査役の指示に基づく業務の重要性と独立性を十分に理解したうえでその職務を遂行するよう、周知・徹底する。
- ⑦ 応用地質グループ各社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制
- a. 応用地質グループ各社の取締役・監査役は、当社監査役の求めに応じて、経営状況に関する報告を適時行うとともに、職務執行に関し重要なコンプライアンス違反又は著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査役に報告する。
- b. 応用地質グループ各社の取締役又はコンプライアンス担当部門の責任者は、内部通報制度の運用状況及び通報・相談事項について、定期的に当社監査役に報告を行う。重要な通報・相談事項については直ちに当社監査役に報告する。
- c. 応用地質グループ各社の取締役・監査役及び使用人は、何時にても当社監査役の求めに応じて、業務執行に関する説明を行う。
- ⑧ 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の支払い等に関する事項
- a. 監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当社は、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は、取締役会、執行役員会等の重要な会議に出席し意見を述べるができる。
- b. 代表取締役社長は、監査役会と定期的に意見交換会を開催する。
- c. 監査役会は、会計監査人及び社外取締役と定期的に意見交換会を開催する。
- ⑩ 財務報告 of 適正と信頼を確保するための体制（財務報告に係る内部統制の評価・報告体制）
- a. 応用地質グループ of 財務報告 of 適正と信頼を確保するために必要な体制を整備する。
- b. 上記システム of 有効性を定期的に評価して、その評価結果を取締役会に報告する。

又、上記体制に関する当事業年度の運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 応用地質グループ各社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）について
- 応用地質グループでは、応用地質企業行動指針及びコンプライアンスマニュアルを応用地質グループ役職員に配布のうえ、継続的にコンプライアンス教育を行い、企業行動指針遵守の徹底を図っております。

又、当社内部監査チームが定期的に当社及び関係会社の内部監査を実施する一方、社内の通報窓口に加えて、外部弁護士による社外通報窓口を設置するなど、通報体制の整備・強化にも努めております。

- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）について

当社は、取締役会議事録、執行役員会議事録、各種委員会議事録、稟議書等、取締役の職務執行に係る文書（電子的情報を含む）については、文書管理規程等に従って適切に管理・保存しております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）について

当社は、リスク管理規程に基づき、毎事業年度、応用地質グループの業務に関するリスクを識別・評価したうえで「〇Ｙ〇を取り巻く経営リスク一覧」を作成しております。又、これを元に、事業所毎にリスク削減に取り組む項目を選んで、「リスク予防年間計画」を策定しリスク予防活動を実施、毎事業年度末にその実効性評価を行っております。

- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務実施体制）について

当社は、取締役会規程において取締役会で決議すべき事項を定めておりますが、当事業年度中に取締役会を13回開催し、経営の重要事項についての審議並びに取締役の職務執行状況等についての監督を適正かつ効率的に行っております。

- ⑤ 応用地質グループにおける業務の適正を確保するための体制（応用地質グループ管理体制）について

当社は、国内・海外関係会社管理規程に従い、関係会社から上申・報告を提出させ、上申については必要な社内承認手続きを行っております。

又、関係会社から月次業務報告等の定例報告を受け、業務運営状況を確認するとともに、関係会社の経営幹部と定期的に経営会議を実施し、グループ経営全般に関する指示伝達・情報交換等を行っております。リスク管理についても、関係会社にリスク管理に関する規程等の体制を整備させ、その規模や業態に応じた適切なリスク管理の実施を指導しております。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項について

当社は、監査役の補助使用人を人事発令により任命し、監査役会の事務局業務を担当させておりますが、任命に当たっては、その職務の重要性和独立性を十分に認識するよう徹底しております。

- ⑦ 応用地質グループ各社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制について
- 監査役は、当社の業務執行取締役及び執行役員並びに関係会社の代表取締役に対し、業務執行状況等に関するヒアリングを定期的を実施しております。又、監査役は、コンプライアンス室と情報交換のための会議を定期的に行い、内部通報制度の運用状況等について確認を行っております。なお、社内・社外窓口への内部通報内容については、監査役へ報告される体制を整備しております。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の支払い等に関する事項について
- 当社は、監査役の職務執行に当たって生じる費用の支払いについては、速やかに事務処理を行っております。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
- 監査役は、取締役会、執行役員会等、当社の重要な会議に出席するとともに、代表取締役、会計監査人及び社外取締役と、定期的に意見交換を実施しております。
- ⑩ 財務報告の適正と信頼を確保するための体制（財務報告に係る内部統制の評価・報告体制）について
- 応用地質グループの財務報告の適正と信頼を確保するために、毎期、財務報告に係る内部統制の整備状況・運用状況を評価し、その結果を取締役会に報告するとともに、評価結果に基づき必要な改善を継続的に実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針（平成28年2月12日廃止）

当社は、平成24年10月16日の取締役会において決議した「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号、以下「基本方針」といいます。）並びに、この基本方針を実現するための取組み（同条第3号ロ）について、平成27年2月12日開催の取締役会で、この基本方針並びに基本方針を実現するための取組みを、一部修正の上継続することを決議しております。

当社は、平成27年5月の改正会社法施行及び同年6月の株式会社東京証券取引所によるコーポレートガバナンス・コード適用開始等の社会環境の変化を踏まえて検討を重ねた結果、平成28年2月12日開催の取締役会で、本基本方針を同日をもって廃止することを決議いたしました。

なお、平成27年2月12日開催の取締役会で決議した基本方針の内容は、以下のとおりです。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、当社の企業価値・株主共同の利益を害するものでない限り、一概に否定されるものではなく、最終的には株主全体の意思により判断されるべきものと考えております。

しかし、株式の大規模買付行為の中には、その目的などから見て、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象となる会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為の内容などについて検討し、あるいは取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象となる会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えています。

この実現に資する取組みとして、当社は、当社の株式に対する大規模買付提案がなされた場合、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かという観点から、まず、当社取締役会が情報の収集及び検討などを行い、その結果や当社取締役会としての意見を株主の皆様の開示することにより、当社の株主の皆様が十分な情報のもと、適切にご判断を行っていただけるような仕組みを構築することが不可欠であると考えております。

当社取締役会は、大規模買付行為がなされた場合には、株主の皆様から経営を負託された機関として、株主の皆様の意思を最大限尊重しつつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するよう適切に対処していく所存です。

② 基本方針を実現するための当社の取組み

当社は、上記の基本方針の実現に資する特別な取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(1)）として、中長期的な視点に基づいた経営への取組みこそが応用地質グループの企業価値・株主共同の利益の最大化に資するものと考えています。

a. 長期事業計画の実行による企業価値向上のための取組み

応用地質グループは、「人と自然の調和を図るとともに 安全と安心を技術で支え 社業の発展を通じて社会に貢献する」との経営理念に基づき、社会・経済環境、営業環境等の急激な変化に対応した経営戦略の見直しを行い、実現したいビジョンを明確にした「応用地質グループ長期経営ビジョン（OYO2020）」を2009年に発表しました。

このOYO2020では、2020年に向けて、日本のみならず世界が求める「持続可能な社会の構築」に貢献する、社会科学的な視点も備えた、地球科学に関わるグローバルな総合専門企業グループとなることを長期目標としております。

なお、当社が貢献すべき主要なテーマは以下のとおりです。

イ. 安全と安心の確保

ロ. 地球環境問題への対応

ハ. エネルギー・資源問題への対応

二. 豊かな暮らしを支える公共インフラ問題などへの対応

そして、2020年までの道程を助走も含めた三段跳びに例えて4段階に分け、2009年を第1期準備計画段階：「助走（具体的な一歩を踏み出す）」、2010年～2013年を第2期試行段階：「ホップ」、2014年～2017年を第3期施策展開段階：「ステップ」、そして2018年～2020年を改革の成果をあげ大きく発展する第4期飛躍段階：「ジャンプ」として推進しています。

b. 長期経営ビジョンOYO2020における応用地質グループの基本戦略

イ. ブランド戦略

当社は、1957年の設立以来、お客様の課題を十分に理解したうえで、ニーズを的確に把握し、最適なソリューションを提供することで、お客様の「信頼」「安心」「期待」にお応えすることがブランドであり、提供する商品・サービスのお客様から見た付加価値を高めることにより企業価値の向上を図る戦略が「ブランド戦略」であると考えてきました。

そして、安全・安心で持続可能な社会の構築に向けた貢献を通じて更にOYOブランドの向上を図るべく事業展開を行っています。このブランドイメージを支える主要な強みは以下のとおりです。

- ・国土マネジメント分野（建設・維持管理）、防災分野（地震・土砂災害）、情報サービス分野、地球環境分野、エネルギー分野、計測システム分野等、脆弱な日本の国土において持続可能な社会を構築するために必要な分野で事業展開をしている。
- ・国内を中心に、地盤情報や災害情報に係る膨大なデータ、知見を保有している。
- ・地震、豪雨等の自然災害発生時の対応を含め、応用地質グループの技術力、対応力に対して公共機関を中心として、お客様から大きな信頼を得ている。
- ・計測機器事業部門を持ち、調査から計測まで幅広いソリューションを提供できる。
- ・国内外に地球科学に係る多様なグループ会社を保有し、海外計測機器事業においては、オンリーワンの物理探査機器メーカーを保有している。

□. KIPS技術戦略

KIPS 技術戦略とは知識（Knowledge）・調査（Investigation）・予測（Prediction）・解決策（Solution）の4種に分類した技術の頭文字を並べ呼称したものです。

地球科学に関わる確固たる基礎技術を保持するために、応用地質グループの以下の基盤技術の高度化を図り、それを応用地質グループの最大の強みとして発揮することにより差別化を図ります。

- ・知識 ⇒ 地盤に関わる膨大な情報のデータベース構築、科学技術的知見の集積
- ・調査 ⇒ 調査技術、モニタリング技術の高度化
- ・予測 ⇒ モニタリング技術、シミュレーション技術の高度化
- ・解決策 ⇒ コンサルタント力、評価技術（工学、社会、経済等）の高度化

そして、社会科学的な視点も備え、新たな価値や政策などを発信・提言する機能を有する地球科学系シンクタンク機能を応用地質グループ内に構築することを目標としています。

c. 長期経営ビジョンOYO2020の進捗：第2期試行段階OYO Hop10の終了と第3期施策展開段階OYO Step14の実行

2010年～2013年の中期経営計画OYO Hop10は、応用地質グループが大きく成長するために、次の成長に向けた土台を構築する期間とし、調査・コンサルティング事業を中心に、「地域拠点戦略」から「事業展開戦略」への転換を基本方針として、成長に向けたビジネスモデルを再構築することを目指しました。

ＯＹＯ Hop10の期間中には、未曾有の災害となった東日本大震災が発生し、この震災に対応することによって、応用地質グループが注力すべき事業分野が明確となり、震災復旧・復興事業を中心として「事業展開戦略」を推進いたしました。これらの取組みの結果、ＯＹＯ Hop10で定めた業績目標を達成いたしました。

又、2014年～2017年の中期経営計画ＯＹＯ Step14は、応用地質グループの持続的な成長に向けて、ＯＹＯ Hop10で実行した方策の試行結果と拡充した技術資源を活用することでこれまでの事業領域を拡大するとともに、そのために必要な経営基盤の強化に取り組む計画です。そして、ＯＹＯ Step14では、過去最高水準業績を目指して、業績目標を連結売上高585億円、売上高営業利益率10%（連結営業利益58.5億円）、総資産経常利益率（ROA）8%としています。

③大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルール（以下「本ルール」といいます。）とは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後によりのみ大規模買付けを開始できるというものです。

a. 対象となる行為

本ルールは、下記イ. 又はロ. に該当する行為又はこれに類似する行為（以下「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行う者、又は提案する者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本ルールに定められる手続きに従うこととします。

イ. 当社が発行者である株券等（※1）について、保有者（※2）の株券等保有割合（※3）が20%以上となる買付け

ロ. 当社が発行者である株券等（※4）について、公開買付け（※5）に係る株券等の株券等所有割合（※6）及びその特別関係者（※7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

※1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される「株券等」を意味します。本ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。

※2 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）を含みます。本ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。

※3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される「株券等保有割合」を意味します。この場合、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に定義される「保有株券等の数」を意味します。）も計算上考慮されるものとします。本ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。

- ※4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される「株券等」を意味します。
- ※5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される「公開買付け」を意味します。本ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。
- ※6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される「株券等所有割合」を意味します。本ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。
- ※7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される「特別関係者」（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。

b. 独立委員会

イ. 独立委員会の設置

当社は、本ルールの導入と同時に、当社において独立委員会を組成いたします。

独立委員会は、本ルールにおける手続きの客観性、合理性及び透明性を確保する観点から、本ルールの適用対象となる大規模買付行為を行おうとする買付者等から提供を受ける情報の内容の検討、本ルールの適用対象となる大規模買付行為の内容の検討、対抗措置の発動要件の該当性及び具体的な対抗措置の内容の相当性の検討、その他の当社が本ルールに従った手続きを進行するに当たり必要となる事項として当社取締役会が定める事項についての検討を行い、当社取締役会にその検討結果を通知するものとします。又、当社取締役会は、独立委員会の検討結果を最大限尊重して、本ルールの手続きを進行いたします。

ロ. 独立委員会の構成

独立委員会は、3名以上の委員によって構成されます。

独立委員会の委員は、独立委員会が公正で中立的な判断を行うことができるよう、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外役員及び外部有識者の中から当社取締役会が選任することといたします。

独立委員会の委員となる外部有識者は、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項などを含む契約を当社との間で締結した者でなければならないものとします。

なお、平成27年3月26日開催の取締役会において3名を選任いたしました。現時点の委員の任期は平成28年3月25日に開催される当社定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとなっております。

ハ. 独立委員会の運営

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数の賛同をもって行うものとします。

c. 当社に対する意向表明書の提出

買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、一定の必要情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が大規模買付行為に際して本ルールに定める手続きを遵守する旨の誓約文言などを記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

d. 当社に対する大規模買付情報の提供

当社取締役会は、上記 c. の意向表明書を受領後10営業日以内に、買付者等に対し、買付者等が行おうとする大規模買付行為を評価するために必要な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを交付して情報提供を求めます。大規模買付情報の具体的内容は買付者等の属性及び大規模買付行為の内容によって異なります。当社取締役会は、買付者等から大規模買付情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。当社取締役会及び独立委員会は、当該大規模買付情報が、買付者等が行おうとする大規模買付行為を評価するために不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対して、大規模買付情報のリストに基づく情報・資料等に加え、さらに追加情報（以下「本追加情報」といいます。）を提出するように求めるものいたします。

e. 当社取締役会及び独立委員会による検討作業

イ. 当社取締役会による検討作業

買付者等から情報・資料等（追加的に要求したものも含みます。）の提供が十分になされたと当社取締役会が認めた場合、当社による検討期間（以下「本ルール検討期間」といいます。）として以下の期間（当該情報・資料等の提供が完了した日の翌日を起算日とします。）を設定します。なお、本ルール検討期間は、独立委員会の意見も踏まえ、合理的理由により延長される場合があります（延長された場合、当該理由は必要により開示されるものとします。）。

i. 対価を円貨現金のみとする公開買付けによる当社全株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される「株券等」を意味します。）の買付けの場合は、原則として60日間を超えない期間

ii. その他の大規模買付行為の場合は、原則として90日間を超えない期間

当社取締役会は、本ルール検討期間において買付者等から提供された情報・資料等に基づき、必要に応じ当社の企業価値・株主共同の利益の毀損を防止するための措置などについて買付者等と交渉し、又は、株主の皆様に対する代替措置の提案などを行うことがあります。

ロ. 独立委員会による検討作業

- i. 独立委員会は、本ルール検討期間内において、本ルールの適用対象となる大規模買付行為の内容、当社取締役会の提案する代替措置の内容及び買付者等と当社との協議・交渉等を踏まえて、買付者等及び本ルールの適用対象となる大規模買付行為について独立委員会としての意見（本ルールの適用対象となる大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を害するものと評価する場合であるか否かに関する意見を含みます。）を決定するため、必要な検討を行い、その結果を当社取締役会に通知するものとします。
- ii. 独立委員会は、当社取締役会に対して、本ルールの適用対象となる大規模買付行為に対する当社取締役会における検討状況、代替案がある場合における代替案、その他独立委員会の意見の決定のために必要と判断した情報を提供するように要請することができます。又、独立委員会は、当社の取引先、顧客その他の利害関係者に対しても、情報の提供を求める場合があります。

ハ. 大規模買付行為の停止

大規模買付行為は、本ルール検討期間中は行ってはならず、本ルール検討期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

f. 大規模買付行為の評価方法

当社取締役会は、買付者等から受領した大規模買付情報、本追加情報及び当社取締役会が独自に入手した情報等に基づき、独立委員会の検討の結果を最大限に尊重の上、買付者等による大規模買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を害するものかを評価します。

当社取締役会が買付者等による大規模買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を害する大規模買付行為であると評価した場合には、当社は、独立委員会の意見も踏まえた上、関係法令、証券取引所規則等及び当社定款を遵守し、必要に応じ、取締役会決議、及び、当社取締役会が必要と判断した場合には株主総会決議による承認を取得の上、買付者等の買付手段、及び、当社の状況に応じ最も適切と判断した対抗措置を取り得るものとします。

g. 買付者等が本ルールに違反した場合の対抗措置

買付者等が、意向表明書を提出しないまま大規模買付行為を実行するなど本ルールを遵守しない場合、又は本ルールを遵守しない恐れがあると当社取締役会が判断した場合、当社は、本ルールに拘束されないものとします。この場合、当社は、独立委員会の意見も踏まえた上、関係法令、証券取引所規則等及び当社定款を遵守し、必要に応じ、取締役会決議、及び、当社取締役会が必要と判断した場合には株主総会決議による承認を取得の上、買付者等の買付手段、及び、当社の状況に応じ最も適切と判断した対抗措

置を取り得るものとします。

h. 株主及び利害関係者に対する情報開示

当社取締役会は、独立委員会の検討の結果を最大限に尊重し、大規模買付行為の提案された事実とその概要、本必要情報、大規模買付情報、本追加情報の概要、及び当社取締役会による検討内容（本ルール検討期間の開始日及び終了日を含みます。）、その他買付者等から受けた情報のうち、当社取締役会が適切と判断する事項について、当社取締役会が適切と判断する時期及び方法により情報開示を行うものとします。

i. 大規模買付ルールの有効期間、廃止及び変更

本ルールの有効期間は平成27年2月12日から平成30年3月に開催される当社定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までといたします。又、有効期間の満了前であっても、当社取締役会は、随時本ルールの再検討を行い、内容の見直しを行う場合があります。

本ルールが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実、及び変更内容、その他当社取締役会が適切と認める事項について速やかに情報開示を行います。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針（資本政策の基本方針）

① 基本方針

当社は、強固で安定的な財務基盤を維持するとともに、利益率及び資産効率の向上、並びに適切な株主還元を通じて、中長期的な企業価値向上と株主利益の拡大に努めます。

② 株主還元

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付け、収益力の向上と財務基盤の強化を図りながら、連結配当性向30%～50%を目処として、安定的に配当を行うことを基本方針とします。又、財務状況や市場環境等を踏まえて、機動的な自己株式の取得及び消却を検討いたします。

③ 資産効率

当社は、引き続き、現中期経営計画OYO Step14における資産効率目標である「2017年度ROA（総資産経常利益率）8%」の達成を目指します。なお、ROE目標等の導入につきましては、次期中期経営計画策定における課題として今後検討してまいります。

公共セクターとの取引が多い当社の事業特性上、一定規模の運転資金を確保する必要

がありますが、これを上回る現預金については、研究開発・設備投資及びM&A等の企業成長戦略、並びに自己株式取得のための資金と位置付け、資産効率にも留意した内部留保金管理を行います。

連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	56,534	流動負債	9,093
現金及び預金	24,376	支払手形及び買掛金	496
受取手形及び売掛金	1,881	業務未払金	2,162
完成業務未収入金	16,560	リース負債	889
リース債権及びリース投資資産	2,616	製品保証引当金	118
有価証券	2,530	未払法人税等	388
未成業務支出金	2,594	未成業務受入金	697
商品及び製品	403	賞与引当金	218
仕掛品	686	受注損失引当金	18
原材料及び貯蔵品	2,347	その他	4,104
繰延税金資産	466	固定負債	5,614
その他の引当金	2,084	リース負債	1,977
固定資産	27,083	退職給付に係る負債	2,053
有形固定資産	13,942	株式給付引当金	58
建物及び構築物	5,287	繰延税金負債	733
機械装置及び運搬具	1,211	再評価に係る繰延税金負債	531
工具、器具及び備品	128	その他	260
土地	6,841		
リース資産	243	負債合計	14,707
建設仮勘定	229	(純資産の部)	
無形固定資産	1,793	株主資本	67,668
ソフトウェア	312	資本	16,174
ソフトウェア仮勘定	334	資本剰余金	16,602
のれん	581	利益剰余金	40,040
その他	564	自己株式	△5,149
投資その他の資産	11,347	その他の包括利益累計額	819
投資有価証券	6,995	その他有価証券評価差額金	1,183
長期貸付金	28	土地再評価差額金	△2,425
退職給付に係る資産	1,063	為替換算調整勘定	1,802
投資不動産	354	退職給付に係る調整累計額	259
その他の引当金	3,466	少数株主持分	421
貸倒引当金	△560	純資産合計	68,910
資産合計	83,617	負債純資産合計	83,617

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年 1 月 1 日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高	37,106	49,230
売上原価	12,123	
売上総利益	25,980	34,341
販売費及び一般管理費	8,360	14,888
営業利益		12,700
営業外収益		2,188
受取配当金	84	455
受取保険金及び保険配当金	66	
不動産の賃貸料	85	
その他	48	
	170	
営業外費用	9	109
支払動産の購入	16	
持分の減損	31	
その他	50	
特別利益		2,534
受取損害賠償金	143	143
税金等調整前当期純利益		2,677
法人税、住民税及び事業税	1,120	348
法人税等還付税額	△941	
法人税等調整額	168	
少数株主損益調整前当期純利益		2,329
少数株主損		31
当期純利益		2,361

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年1月1日 残高	16,174	16,603	38,459	△5,148	66,088
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	△15	－	△15
会計方針の変更を反映した当期首残高	16,174	16,603	38,443	△5,148	66,072
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△763	－	△763
当 期 純 利 益	－	－	2,361	－	2,361
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△0	△0
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	0	0
在外子会社の支配継続子会社に対する持分変動	－	△1	－	－	△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	△1	1,597	△0	1,595
平成27年12月31日 残高	16,174	16,602	40,040	△5,149	67,668

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少 数 株 主 分 持	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成27年1月1日 残高	1,128	△2,479	354	188	△808	459	65,740
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－	－	－	△15
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,128	△2,479	354	188	△808	459	65,724
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	－	△763
当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	－	2,361
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	－	△0
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	－	－	－	0
在外子会社の支配継続子会社に対する持分変動	－	－	－	－	－	－	△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	55	54	1,447	70	1,627	△37	1,590
連結会計年度中の変動額合計	55	54	1,447	70	1,627	△37	3,185
平成27年12月31日 残高	1,183	△2,425	1,802	259	819	421	68,910

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	31,988	流動負債	5,273
現金及び預金	11,975	業務未払金	2,000
受取手形	64	買掛金	32
完成業務未収入金	13,809	未払法人税等	1,527
売掛金	192	未払消費税	352
有価証券	2,530	未払業務引当金	434
未成業務支出金	1,611	未成業務引当金	457
商品及び製品	273	預賞引当金	246
仕掛品	80	与損失引当金	169
材料及び貯蔵品	211	受注損引当金	2
前払費用	109	退職給付引当金	50
繰延税金資産	149	退職給付引当金	2,597
その他の資産	980	退職給付引当金	1,782
固定資産	31,004	退職給付引当金	58
有形固定資産	9,484	繰延税金負債	181
建物	3,867	繰延税金負債	531
構築物	63	繰延税金負債	42
機械及び装置	386	負債合計	7,870
車両運搬具	29	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	19	株主資本	56,367
土地	5,056	資本剰余金	16,174
建物	36	資本剰余金	15,985
建設仮勘定	25	資本剰余金	15,905
無形固定資産	484	その他の資本剰余金	80
ソフトウェア	180	利益剰余金	29,356
ソフトウエア	296	利益剰余金	488
その他の資産	8	利益剰余金	28,868
投資その他の資産	21,034	利益剰余金	23,307
投資有価証券	6,243	繰越利益剰余金	5,561
関係会社株	12,518	自己株式	△5,149
長期貸付金	392	評価・換算差額等	△1,246
貸倒引当金	1,947	その他の有価証券評価差額金	1,178
	△67	土地再評価差額金	△2,425
資産合計	62,992	純資産合計	55,121
		負債純資産合計	62,992

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損 益 計 算 書

(平成27年 1 月 1 日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高収入	25,845	27,623
売上原価	1,778	
売上総利益	18,953	20,216
販売費及び一般管理費	1,263	
営業利益		7,406
営業外収益		5,320
受取利息及び配当金	99	349
受取保険金及び保険配当金	53	
不動産賃貸料	113	
その他	83	
営業外費用		69
支払利息	1	
不動産賃料	35	
その他	32	2,366
特別損失		124
関係会社株式評価損	124	
税引前当期純利益		2,242
法人税、住民税及び事業税	806	933
法人税等調整額	127	
当期純利益		1,308

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年 1 月 1 日から)
(平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
平成 27 年 1 月 1 日 残高	16,174	15,905	80	15,985	488	23,307	5,032	28,827
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	△15	△15
会計方針の変更を反映した当期首残高	16,174	15,905	80	15,985	488	23,307	5,016	28,811
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△763	△763
当期純利益	—	—	—	—	—	—	1,308	1,308
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	544	544
平成 27 年 12 月 31 日 残高	16,174	15,905	80	15,985	488	23,307	5,561	29,356

	株主資本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
平成 27 年 1 月 1 日 残高	△5,148	55,839	1,124	△2,479	△1,354	54,484
会計方針の変更による累積 的影響額	－	△15	－	－	－	△15
会計方針の変更を反映した当期 首残高	△5,148	55,823	1,124	△2,479	△1,354	54,468
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当	－	△763	－	－	－	△763
当 期 純 利 益	－	1,308	－	－	－	1,308
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0	－	－	－	△0
自 己 株 式 の 処 分	0	0	－	－	－	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	－	－	54	54	108	108
事業年度中の変動額合計	△0	544	54	54	108	653
平成 27 年 12 月 31 日 残高	△5,149	56,367	1,178	△2,425	△1,246	55,121

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月26日

応用地質株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 吉 澤 祥 次 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 田 建 二 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、応用地質株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、応用地質株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成28年2月12日開催の取締役会において、会社法第178条の規程に基づき、自己株式を消却することを決議し、実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月26日

応用地質株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 吉 澤 祥 次 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 田 建 二 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、応用地質株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成28年2月12日開催の取締役会において、会社法第178条の規程に基づき、自己株式を消却することを決議し、実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、コンプライアンス室(内部監査担当部門)その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確認するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年 2月29日

応用地質株式会社 監査役会

常勤監査役	西 田 和 範 ㊞
常勤監査役	長 尾 登 ㊞
社外監査役	齋 藤 俊 二 ㊞
社外監査役	内 藤 潤 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区大手町一丁目4番1号
K K R ホテル東京 11階 孔雀の間
電話 (03) 3287—2921



- 交通
- ◎地下鉄（東西線）竹橋駅 3 b 出口直結
 - ◎地下鉄（千代田線他）大手町駅 C 2 a・b 出口より徒歩 5 分
 - ◎地下鉄（都営三田線他）神保町駅 A 9 出口より徒歩 5 分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

